

筑西市誕生20周年を市民みんなで
盛り上げる事業補助金交付マニュアル



筑西市企画部企画課

令和6年12月

— 目 次 —

1) 筑西市誕生 20 周年記念事業について	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
2) 事業の目的	・ ・ ・ ・ ・	P. 2
3) 補助の対象となる事業	・ ・ ・ ・ ・	P. 3
4) 補助の対象となる団体	・ ・ ・ ・ ・	P. 4
5) 補助金の額及び交付回数	・ ・ ・ ・ ・	P. 6
6) 補助対象経費	・ ・ ・ ・ ・	P. 7
7) 補助金交付までの流れ	・ ・ ・ ・ ・	P. 8
8) その他注意事項	・ ・ ・ ・ ・	P. 12
9) Q & A ～よくある質問～	・ ・ ・ ・ ・	P. 13
問合せ先・申請等窓口	・ ・ ・ ・ ・	P. 15

1) 筑西市誕生 20 周年記念事業について

筑西市は、平成17年3月28日に、下館市、関城町、明野町、協和町の4市町が合併し、「筑西市」が誕生しました。この度、令和7年3月28日には合併して20周年を迎えます。

未来へ躍動する「ちくせい」に繋げるため、筑西市の20年の歩みを振り返りながら、わが街「ちくせい」への誇りと愛着を高め、まちの魅力や地域資源を再発見する記念事業を実施していきます。

◎事業方針

- (1) 子ども達の夢や希望を未来に繋げるワクワク・ドキドキする事業
- (2) 地域の魅力や地域資源を再認識し、ふるさとへの誇りと愛着を高める事業
- (3) 市内外に向けて市の魅力を情報発信する事業

◎事業期間

令和6年4月1日 から 令和8年1月(「二十歳の集い」) まで

※令和8年二十歳の集いは、令和8年1月11日(日)を開催予定としています。

都合により開催日が変更となる場合もありますのでご了承ください。

2) 事業の目的

この節目となる機会に、市民の一体感の醸成と活力ある「筑西市」を市内外にアピールするため、記念事業を進めております。

その中で、市民の皆さん及び学校に通う児童生徒等の皆さんにも自主イベントを開催し、市誕生20周年と一緒に盛り上げていただきたく、イベント等の資金支援という形で交付を行うこととなりました。

これを機に、市内の様々な団体が、より一層の団結力と活性化が図られ、元気で賑わいのある筑西市を作っていただくことを目的としております。

3) 補助の対象となる事業

筑西市誕生20周年を盛り上げることを目的とした事業であって、以下のすべてに該当するものとなります。

- (1) 新たな工夫(企画)を加えた既存のイベント又は新規イベントで、楽しめる場及び憩いの場を提供すること
- (2) 市内で実施すること
- (3) 令和8年1月11日(二十歳の集い開催日)までに完了すること
- (4) 営利を目的としないこと
- (5) 名称に市誕生20周年記念の事業であることを表記すること
- (6) 広く公開され、かつ、誰でも参加することができる事業とすること

4) 補助の対象となる団体

補助対象となる団体は、『一般団体』又は『学校団体』のいずれかの団体となります。

◆ 一般団体

筑西市内に活動の拠点を有する団体(営利活動を行う法人を除く。)で、次のいずれかに該当するものとします。

- (1) 「筑西市市民団体等の登録及び公表に関する要綱」の規定により、市民団体登録の申込をした団体又は既に登録している登録市民団体等(※)
- (2) 商工振興又は観光振興に寄与する団体
- (3) 市長が必要と認める団体

※ 筑西市では、公益的な活動を行っている各団体などの情報を登録し、団体間の共有・連携を促進しております。詳しくは市民協働課ホームページをご覧ください。

なお、申込先及び問合せ先については、市民協働課となります。

【問・申】市民協働課（地域交流センターアルテリオ 2 階） TEL:0296（23）1600

◆ 学校団体

市内に活動の拠点を有する学校、その他の教育関係機関に在籍する児童生徒及び教職員並びに当該児童生徒の保護者により構成される団体

【対象となる団体の例】

○ 一般団体

NPO 法人、一般社団法人、一般財団法人、ボランティア団体、商工及び観光に寄与する団体、商業組合など。(営利法人を除く)

注) 当該事業に本補助金以外の市補助を受ける場合には、該当となりません。

○ 学校団体

生徒会・学生会、各学校の PTA、各学校の部活動等後援会

注) ただし、児童生徒並びに学生が参画していることを条件とします。

【補助対象外となる団体】

ただし、上記に該当しても、次のいずれかに該当する団体は補助金交付の該当にはなりません。

- (1) 公序良俗に反する活動を行う団体
- (2) 筑西市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第1号に掲げる暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2号に掲げる暴力団員若しくは同条第3号に掲げる暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)を構成員とする団体又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する団体
- (3) 政治活動又は宗教活動を行う団体

5) 補助金の額及び交付回数

◆ 補助金の額

区 分	算出方法	補助限度額
一般団体	補助対象経費の総額に3分の2を乗じて得た額	1回あたり 30万円
学校団体	補助対象経費の総額に10分の10を乗じて得た額	1回あたり 15万円

※ 補助対象事業に係る収入がある場合は、補助対象経費から収入を差し引いた額で補助金の額を算出します。

※ 算出した補助金の額について、1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※ 市から団体運営に対する補助金を受けている団体も補助対象としますが、申請を予定している事業に対し、事業費が棲み分けされ、かつ、当該補助金以外の補助金を受ける予定がない場合に限ります。

◆ 補助金の交付回数について

- (1) 一般団体 事業期間において1回限りとなります。
- (2) 学校団体 令和6年度の期間及び令和7年度の期間(ただし、7年度は令和8年1月11日(二十歳の集い開催予定日)の開催まで)において、年度ごとそれぞれ1回となります。

【算定方法】

◆ 一般団体の例_補助対象事業費が185,000円の場合

補助対象事業費計 185,000 円 $\times$ $2/3$ = 123,333...円

補助額: 123,000 円(千円未満の端数切捨)

団体負担額: 62,000 円

◆ 学校団体の例_補助対象事業費が114,300千円の場合

補助対象事業費計 114,300 円 $\times$ $10/10$ = 114,300 円

補助額: 114,000 円(千円未満の端数切捨)

団体負担額: 300 円

6) 補助対象経費

費 目	経 費
報償費	講師、出演者等への謝礼
旅費	講師、出演者等に支払う交通費又は宿泊費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品
印刷製本費	ポスター、チラシ等の作成費又はコピー代
通信運搬費	文書の郵送料、配送料等
保険料	イベント保険料等
広告料	新聞、雑誌等への広告料
委託料	会場の設営撤去及び警備に係る委託料等又は事業の一部を外部委託した経費
使用料及び賃借料	会場使用料、機材レンタル料等
その他の経費	その他市長が特に必要と認める経費

補助対象外となる経費
・団体の経常的な運営経費(例：光熱水費、施設賃料) ・構成員の旅費や謝礼、飲食費 ・補助事業実施に直接関係しない経費 ・その他、社会通念上適切でないと認める経費

7) 補助金交付までの流れ

	申請者	筑西市役所(企画課)
実施前(申請・交付決定)	※一般団体については、市民団体の登録が必要となります。(P.3 及び巻末参照) ①補助金交付申請書 提出 ・事業計画書 ・事業予算 ・団体構成員名簿 を添付 ②補助金交付決定通知書 受領 ・交付決定後に準備開始(発注)。 ※広報広聴課にて市誕生 20 周年ロゴマーク等の使用を申請し、イベント名に「筑西市誕生 20 周年記念」の表記や 20 周年ロゴを挿入して下さい。(P.10)	補助金交付申請書 受領 内容確認・審査 補助金交付決定通知書 発布
概算払	※実施前に資金を要する場合 ③概算払請求書提出 補助金振込	概算払請求書 内容審査・会計処理 補助金振込手続
イベント実施	※催事中、会場の様子など写真等で記録し、来場者数も確認ください。 ※イベント開催に合わせて、市誕生 20 周年の PR もお願いします。	

	申請者	筑西市役所(企画課)
実施後(実績報告、確定、補助金交付)	④実績報告書 ・事業報告 ・収支決算 ・領収書の写し ・催事中の写真(2~3枚)を添付 ※開催後、30日以内又は各年度3月31日の早い日までに提出。 ⑤補助金交付確定通知書 ③補助金請求書 補助金振込	実績報告書 内容確認・審査 補助金交付確定通知書 補助金請求書 内容審査・会計処理 補助金振込手続
精算(概算払を受けた団体)	※概算払受けた団体は、⑤補助金交付確定通知書を受領後 ⑥補助金概算払精算書 ※精算金(差引額)が0円であれば、以降の手続きはありません。 ⑦戻入通知書の受領 戻入票(納付書)を持参のうえ、指定された金融機関(P.10)で払込み。	補助金概算払精算書 内容確認 補助金戻入が発生した際は、戻入票の起票・送付 戻入通知書の送付
変更が生じた場合	以下の場合に変更届承認申請を提出する事 ・補助金交付決定額が増額となる場合 ・実施日を変更する場合(雨天順延を除く) ・事業内容を大きく見直した場合。(補助額に変更がない軽微のものは除く) ・事業を中止する場合。 変更承認申請書 変更内容がわかる資料を添付 変更承認決定通知書	変更承認申請書 内容確認・審査 変更承認決定通知書 ※必要に応じ補助金返還手続

① 補助金交付申請書

補助対象事業に該当するか確認し、別添の事業計画書、収支予算書を作成。

次の書類を市役所に提出すること。

(1) 交付申請書(様式1)

(2) 事業計画書

(3) 収支予算書(既存事業の場合は、棲み分けされた対象事業費予算で作成)

(4) 構成員名簿(任意様式)

会員名簿や役員名簿の代用で差し支えありません。

② 交付決定通知書

交付申請があったときは、市はその内容を審査のうえ可否を決定し、補助金交付決定通知書(様式2)を申請者に通知します。

この交付決定の日をもって、原則、事業に必要なものの契約及び発注を行う事となります。

③ 補助金の支払い(補助金交付請求書の提出)

1. 概算払い

②の補助金交付決定を受けた申請者は、概算払請求書により、事業実施前に補助金の交付を受けることができます。但し、事業完了後、交付確定通知をもって精算、必要があれば戻し入れの処理を行うこととなります。

但し以下の場合は概算払いできません。

1) 令和7年4月上～中旬実施の補助金を、令和6年度3月に交付すること。

2) 事業実施直前に、交付決定通知の受けた場合。

2. 通常払い

補助金の支払いについては、原則、補助金額の確定後、交付確定通知書をもって、補助金交付請求を市役所に提出し、口座振込により交付します。

3. 補助金の交付(振込)

請求書提出日にもよりますが、振込手続から処理まで25～30日程度となりますので、ご了承ください。

④ 実績報告書

事業が完了したときは、実績報告書(様式6)に以下の書類を添えて、事業完了日から起算して 30 日以内又は各事業年度末(※)の早い日までに提出すること。

※ 令和 6 年度事業は令和 7 年 3 月 31 日。令和 7 年度事業は、令和 8 年 3 月 31 日。

(1)事業報告

(2)収支決算(補助対象事業の総額分の領収書の写しすべて)

(3)催事中の写真(3枚程度) (jpegファイル等電子データ提出でも可)

⑤ 補助金交付確定通知書

提出を受けた④実績報告書を審査し、市長が適当と認めたときは、補助金交付確定通知書により補助団体に通知します。

⑥ 補助金概算払精算書(③1. 概算払いを受けた団体に限る)

⑤補助金交付確定通知書を受けたら、速やかに、概算交付額と交付確定額の差分を、精算書に記入し市へ提出してください。なお、概算額と確定額が同額の場合は、差引額 0 円となり、以降の手続きはありません。

⑦ 戻入通知書

差分の補助金戻入通知書(納付書)が市から届きます。届き次第、下記の指定金融機関及び収納代理金融機関にて現金で納付してください。以下の金融機関では手数料はかかりません。

◆納付できる金融機関(ゆうちょ銀行では納付できません。)

指定金融機関	常陽銀行の本店及び各支店
収納代理金融機関	筑波銀行、足利銀行、東日本銀行、結城信用金庫、水戸信用金庫、茨城県信用組合、中央労働金庫、北つくば農業協同組合の本店及び各支店
筑西市役所	指定金融機関 常陽銀行派出所(本庁 2 階会計課の隣)・各支所

8) その他注意事項

- (1) イベント実施する際、チラシや看板を掲出する際は、「筑西市誕生20周年記念」の冠や、表題にある20周年ロゴマークを付けるなどして、積極的にPRを図り、一緒に盛り上げてください。なお、使用承認が必要となりますので、補助金の交付決定を受けた際は申請願います。（表示例：筑西市誕生 20 周年記念 △△△△△フェスティバル）

詳しくはこちら →
20 周年特設ページ



- (2) 「筑西市誕生20周年」のぼり旗など PR 物品を貸出することもできますので、シティプロモーション推進課までご相談ください。
- (3) 市補助事業ですので、事業終了後5年間は書類を保存してください。
- (4) 虚偽の申請や報告、目的外使用を行った場合は、補助金の交付を取消します。
- (5) この補助金には、予算の限りとなっています。補助金を活用したイベントをお考えの場合は、事前に企画課までご相談ください。

9) Q&A ～よくある質問～

<補助対象団体について>

Q 株式会社が開催する営利を伴わないイベントは、補助対象となりますか。

A 営利団体は補助対象外となります。

なお、法人(会社)と切り離し、実行委員会を立ち上げて実施する場合は可能となります。この場合は、一般市民団体と同様に、筑西市の市民団体の登録申請をしていただく必要があります(3 ページ参照)。

Q 商工振興に寄与する団体に所属しております。傘下に各種部会があり、各々でイベントを開催する予定です。各々の部会で補助金を申請し、交付いただくことは可能ですか。

A 各部会の所属元団体に対して1回限りの交付となります。所属団体においてどの部会で補助金を活用するか、計画をもって申請ください。

<補助対象事業について>

Q 団体及び団体関係者でイベントを開催する予定でしたが、市民に参加者を募集すれば、補助金の交付を受けられますか。

A 新規に開催される場合又は、既存イベント内で20周年の特別な企画を実施し、広く市民を募って開催する場合は対象となります。

<補助金について>

Q 補助金の申請をしたいのですが、財源がありません。

A 本事業の補助金は、一般団体で補助対象経費の2/3の補助となります。そのため、残りの経費は自己負担となるため、財源が無い場合は補助金交付する事ができませんのでご理解願います。

なお、児童生徒等が主体となり、各学校及びPTAが実施する学校団体については、15万円を限度に自己負担なしでイベント実施が可能です

Q 補助金を活用して、パソコン・プリンタを購入することはできますか

A パソコン・プリンタは対象外となります。

Q 講演会時の講師や出演者への昼食代は補助対象経費となりますか。

A 昼食代は対象外となります。講演会時の水差しは対象とします。

【問合せ先・申請等窓口】

筑西市役所企画部企画課(4 階)

〒308-8616

筑西市丙 360 番地

TEL:0296-24-2197

FAX:0296-24-2159

e-mail:kikaku@city.chikusei.lg.jp